

玉村町

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>第2子以降保育料無償化 特定教育・保育施設等（保育所等）</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内 容：第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719</p>
	<p>第2子以降副食費無料化 特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園）</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内 容：第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無料化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713</p>
	<p>小中学生給食費全額補助</p> <p>対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：学校給食費の全額補助 問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706</p>
	<p>おたふくかぜ予防接種費用助成事業</p> <p>対象者：1. 接種者が接種日当日に町内に住民登録をしていること 2. 玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で接種していること 3. 満1歳から小学校就学前年度の3月31日までの幼児 内 容：おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706</p>
	<p>不妊治療費の助成</p> <p>対象者：不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き玉村町に住民登録があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④玉村町の町税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと 内 容：不妊治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算5回を限度とする。 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706</p>
	<p>母子保健事業</p> <p>対象者：町内の乳幼児及び保護者 内 容：玉村町保健センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育て・離乳食相談（乳幼児身体計測・育児相談・妊産婦相談・離乳食相談・お口の相談） ・ブックスタート（4か月児健診、1歳半健診時に絵本の配布） 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706</p>
	<p>こども家庭センター事業</p> <p>対象者：町内に在住する妊産婦及び18歳までのこどもとその家族 内 容：・妊娠、出産、子育てに関する相談 ・こどもの発達に関する相談 ・産後ケア事業（委託医療機関での母子ケアや育児支援） 問合せ：《こどもまんなかセンター にじいろ》 TEL：0270-27-8626</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
住 宅 支 援	<p>木造住宅耐震改修補助金事業</p> <p>対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者 内 容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707</p>
	<p>文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金</p> <p>対象者：文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～のいずれにも該当するもの ① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと ② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと 内 容：1棟につき5万円を交付 問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707</p>
	<p>住宅用太陽光発電システム設置補助金</p> <p>対象者：町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす太陽光発電システムを設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす発電システム付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容：発電システムの発電出力（小数第2位以下切捨て）1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708</p>
	<p>住宅用蓄電池設置補助金</p> <p>対象者：町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす蓄電池設備を設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす蓄電池付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容：蓄電池の蓄電容量（小数第2位以下切捨て）1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708</p>
	<p>家庭用生ごみ処理機設置補助金</p> <p>対象者：町内在住で、世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容：購入金額の2分の1の額（100円未満切捨て）とし、上限15,000円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708</p>
	験 ・ 就 農